

業 務 仕 様 書

1 業務名

東雁来公園サッカー場人工芝保全業務

2 業務目的

東雁来公園サッカー場の人工芝は2008年の供用開始以来張替えされず18年経過している。一般的に人工芝の寿命は10年程度とされているが、それを大幅に超えており、近年、冷涼な北海道札幌市で練習・大会を行いたいという全国的な需要が高まる中、人工芝の機能低下を理由に断念している状況である。そのため、人工芝の張替保全業務を行う。

3 履行場所

東雁来公園サッカー場（札幌市東区東雁来12条4丁目）

4 履行期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）

5 作業期間

東雁来公園サッカー場はコートが2面あり、それぞれ下記の期間内に行うこと。なお、令和8年8月25日～9月30日は全面使用禁止となるがそれ以外は常に1面を使用する。

- ・西側：令和8年7月8日（水）～令和8年9月30日（水）
- ・東側：令和8年8月25日（火）～令和8年11月10日（火）

6 業務内容

(1) 既設人工芝の撤去

(2) 表面排水工の設置

- 表面排水工は人工芝下に敷設する事ができる表層設置型暗渠とし、ピッチの外周に敷設し側溝に接続させること。接続箇所数については1面あたり15箇所以上とする。
- リサイクル材料などを使用した環境配慮型製品とする。
- 製品中の有害物質について、土壤汚染対策法施工規則平成14年、環境省令第29号別表第三並びに第四に挙げられた全ての特定有害物質に関する基準に適合すること。
- 透水係数が 1×10^{-1} 以上であること。
- 径は114以上とすること。
- アスファルト舗装施工時に、熱による融解がない材料を使用すること。
- 表面排水工と人工芝との取り扱い等、具体的な施工方法については担当職員との協議の上、決定すること。

(3) 排水施設へのマイクロプラスチック流出抑制の措置（機能）を設置

(4) ロングパイル人工芝の設置

- ロングパイル人工芝の選定にあたっては、リユース品以外とし、完成引渡後のアフターフォローやメンテナンス・緊急時の対応を考え、北海道地区内に本支店。営業所を有するメーカーを用いること。また、仕様においては下記内容と同等以上の性能を有するものを選定すること。

- ロングパイル人工芝は、「JFA(公益財団法人日本サッカー協会)ロングパイル人工芝ピッチ公認規定制度ガイドブック<第8版>」におけるラボテスト(製品検査)を完了した製品であること。
- ロングパイル人工芝の品質保持のため、下表1に定める仕様及び規格を満たすこととし、施工業者は着手前に材料承認願、色見本及びサンプルを提出し、監督員の承諾を得ること。
- 敷設についてはアンダーパット及び温度抑制充填材を用いること。
- 成人サッカーラインピッチ（白）1面、8人制サッカーラインピッチ（青）2面を含む。

人工芝	材質	ポリエチレン（温度抑制機能付き）
	パイル製法	モノフィラメントヤーン
	形状	ダイヤモンド形（ひし形）状 360 μ m以上
	表層厚	60mm（内温度抑制充填材厚5mm）以上 アンダーパッド含む
	パイルカラー	緑色濃淡2色以上
	引張強度	17N以上
	伸び率	130%以上
	充填材	粒度調整特殊珪砂＋弾性材（黒ゴムチップ） ＋温度抑制機能を有したカラーチップ（カラーコーティングを除く）
	基布	PP平織布 同等
	バックリング材質	ウレタン 同等

※本業務における砂入り人工芝の施工は、舗装工事の施工実績を豊富に有し、かつ高度な施工技術を有する業者が実施するものとする。また、現場には次のいずれかの条件を満たす技術者（正社員に限る）を常駐させること。

- ・一般社団法人日本運動施設建設業協会認定の「運動施設施工技士」
- ・国土交通省登録の「運動施設登録基幹技能者」
- ・道内の公共工事においてサッカーコート1面以上の人工芝施工実績を有し、かつ運動施設工事の実務経験10年以上および職長経験3年以上を有する者

(5) 仮設計画

作業期間中はA型バリケードを設置し、両面や東面を行う時は盛替えを行うこと。
工事導線となる芝生部分は安全敷板（「ブラシキ」同等品）を敷設すること。また、動線上に看板（2.4m程度）があるため、撤去・再取付すること。

7 産業廃棄物処理

- (1) 関係法令に基づき産業廃棄物として適正に処理を行うこととし、処理先は原則として札幌市内の処理施設とすること。
- (2) 産業廃棄物の処理を行ったものは、マニフェスト伝票の写しを提出することとし、原本は法律に基づき排出事業者が5年間保存すること。また、広域認定処理を行ったものについては、管理票の写しを提出すること。

8 提出書類

以下のとおり提出すること。

提出時期	書類名	備考
作業前	業務計画書 ・ 工程表 ・ 作業手順 ・ 使用材料一覧（SDS含む）	PDF形式で電子データも提出すること
完了時	写真帳 マニフェスト伝票E票の写し 完了届	PDF形式で電子データも提出すること

※提出部数は原則各2部とするが、対象施設が複数の場合は業務全体をまとめた完成図書を1部と、各施設別にまとめた完成図書を1部ずつ提出すること。

※担当職員及び施設管理者等と協議した際には、協議簿を作成し担当職員に提出すること。

※写真撮影に際しては、作業内容、工程が具体的に掌握できるように撮影すること。

9 その他

- (1) 本作業に必要な仮設及び官公庁等への手続き等の費用は受託者にて負担すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、労働安全衛生法のほか関係法令を遵守すること。
- (3) 建物内部で使用する材料は、「札幌市公共建築物シックハウス対策指針」に適合するものを用いることとし、安全データシート等を事前に提出すること。
- (4) 石綿含有建材の除却及び処理にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築解体工事共通仕様書（令和4年版[令和4年5月改定]）」に基づき作業を行うこと。
- (5) 契約後は関係者にて打合せ及び現場確認を実施し、業務計画書及び工程表を提出すること。また、業務の計画・実施にあたっては、開催イベントや施設利用者への影響を最小限に抑えるため、担当職員及び施設管理者と作業工程を十分打合せること。
- (6) 未使用機器等の電源切断の励行による節電、再生紙の積極利用など、環境に配慮した資源の利用に留意すること。
- (7) その他、業務の実施に関して疑義が生じた場合は、担当職員と打合せの上遺漏のないよう遂行すること。